

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	別府市 児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大分県別府市長

## 公表日

令和7年9月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④未支払の児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (現況届の受理は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ⑥児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑦児童扶養手当の額の改定の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧その他児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、ぴったりサービス 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表81の項  【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155及び161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある文書については、施錠できる保管場所に保管している。 また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認する等の措置を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	システムへのアクセスは生体認証によって厳格な本人認証を行うとともに、アクセス権限の付与を必要最低限の職員に限定するとともに、人事異動や定年退職等により業務を離れた職員については、権限を削除している。 また、アクセスログを記録し、システムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の57の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第31条  【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項  別表第2の主務省令第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の57の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第31条  【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項  別表第2の主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び59条の2の2	事後	再実施
令和3年3月12日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部 子育て支援課	福祉共生部 子育て支援課	事後	再実施
令和3年3月12日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉保健部 子育て支援課	福祉共生部 子育て支援課	事後	再実施
令和3年3月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年3月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連事業 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の57の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第31条  【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項  別表第2の主務省令第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の57の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第31条  【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項  別表第2の主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び59条の2の2	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉共生部 子育て支援課	市民福祉部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉共生部 子育て支援課	市民福祉部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和5年7月14日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部 子育て支援課	こども部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和5年7月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民福祉部 子育て支援課	こども部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和6年8月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の37の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第56の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和6年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第31条  【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項別表第2の主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表81の項  【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155及び161の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和6年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	児童扶養手当システム、ぴったりサービス 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(システムの追加)
令和7年9月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	再実施
令和7年9月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	<p>新設項目の内容記載 判断の根拠 特定個人情報の記載がある文書については、施錠できる保管場所に保管している。 また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認する等の措置を講じている。</p>	事後	再実施
令和7年9月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	<p>新設項目の内容記載 判断の根拠 システムへのアクセスは生体認証によって厳格な本人認証を行うとともに、アクセス権限の付与を必要最低限の職員に限定するとともに、人事異動や定年退職等により業務を離れた職員については、権限を削除している。 また、アクセスログを記録し、システムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。</p>	事後	再実施